

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年6月10日（令和元年（行情）諮問第76号及び同第77号）

答申日：令和6年3月22日（令和5年度（行情）答申第782号及び同第783号）

事件名：法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定に関する言及を含む労働保険審査会の文書の一部開示決定に関する件
法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定に関する言及を含む労働保険審査会の文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（1）及び（2）（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成30年12月21日付け厚生労働省発基1221第8号及び同第9号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、主に「文書の特定」と「不開示とした部分」、「期間延長通知」、「行政文書開示決定通知書」等について不服があり変更を求めるというものである。

2 審査請求の理由（原処分1及び原処分2共通）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 「文書の特定」について、開示決定された文書の他にも開示請求の対象となる文書が存在すると思われるため、その特定と開示を求めます。

労働保険審査会事務室の職員から保有文書と検索方法について丁寧に説明して頂けましたが、開示請求した内容とは異なり、限定された

範囲での探索しかしていないと理解しました。探索範囲の限定については2018年8月3日付けの補正依頼にて提案されましたが、範囲を限定すると見つからない対象文書が発生するおそれがあり、同月5日に合理的な説明なく探索範囲を限定するのは困る旨回答し、同月22日に雇用保険に係る文書は全部を探索する旨の連絡を受けていました。

イ 「不開示とした部分」について、不開示部分のほぼ全てが不開示とするべきではない部分と思われるため、その開示を求めます。

開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には、「特定個人の申述及び主張内容、特定年月日、特定状況等」は（例外なく）特定個人識別情報等に該当する旨の記載がありますが、特定個人の申述等であっても特定個人識別情報等に該当しないものは存在し、それらは不開示とすべき情報ではないため、その部分について開示を求めます。また、「特定法人等の名称」は公にすると正当な利益を害するおそれがある情報である旨の記載がありますが、法人の名称自体は一般には公にしても法人の正当な利益を害するものではありません。法人の名称であっても、例えば是正勧告を受けた企業である等といった特殊な状況が存在しない場合には不開示とすべき情報には該当しないので、そのような部分について開示を求めます。その他「不開示とした部分とその理由」に該当しない部分までもが黒塗りされていると思われるため、内容を確認し、不開示とすべき情報ではない部分について開示を求めます。

ウ 「期限延長通知」について、平成30年9月10日付け厚生労働省発基0910第1号「開示決定等の期限の延長について（通知）」を受信しましたが、「延長後の期間」欄の「補正に要した期間」の日数のカウントについて疑問があり、事実在即した記載なのか確認を求めます。

補正に要した期間を除き30日を経過した時点で「期限延長通知」が作成通知されていないとしたら、行政文書開示の進捗管理が適正に行われていない問題があると考えられます。

エ 「行政文書開示決定通知書」について

(ア) 「開示する文書の名称」欄の記載について、具体的な文書名が記載されていないため、特定された文書を具体的に記載することを求めます。開示決定前に対象文書のリストの提示を頂いていましたが、だからといって開示決定通知書での記載を省略してはいけないと思います。

(イ) 「開示の実施の方法等」欄の記載について、対象文書には片面のみの頁も含まれていることから、開示実施手数料の計算は誤ってい

ると考えられるため、正しい金額を記載されることを求めます。
その他、開示の実施の手続きについて、（以下略）

（２）意見書

ア 期限延長通知について

平成30年7月11日の本件開示請求から同年12月21日の原処分までの間、労働保険審査会事務室の職員との間で補正の依頼と回答等のために送受した電子メールの日時等を表1（掲載略）に示します。なお、これら以外に電話等での連絡はありませんでした。

開示決定等は開示請求日の翌日から30日以内に行うが、この30日には開示請求書の補正に要した日数は算入しないとされていますが、本件の場合、4回の依頼等を受けて当日ないし2日以内に回答しております。そのため、8月22日には30日を経過していることになるはずですが延長通知はありませんでした。

9月10日付けの「開示決定等の期限の延長について（通知）」（厚生労働省発基0910第1号）では、延長後の期間欄に「補正に要した期間36日」との記載があり、推測ですが、最初の補正依頼（7月19日）から最後の補正（8月24日）までの36日を全て補正に要した期間としているように見えます。ですがこの36日には職員が審査を行っていた期間も含まれているので、全てを補正に要した期間とカウントすることは不適切ではないでしょうか。例えば、7月19日の補正の依頼（1）は開示請求書に記載した「事務連絡」について詳細情報の提供を求めるもので、8/5の補正や8/24の補正とは関係しないものです。7月20日～同月25日が補正に要した期間と扱われることには納得できません。また8/24の補正は文書の探索範囲に関係するか不明確だが念のためお願いしたもの（「労働保険審査会の文書」に加えて「労働保険審査会事務室の文書」も対象にする）であり、8月5日～同月24日が補正を要した期間とされるのは不可思議に感じます。仮に補正によりこれまでの審査が無意味になり審査がやり直しになる等が発生した場合、審査期間30日から除外するのではなく、審査に時間を要することを理由として期限延長を行うのではないのでしょうか。

延長後の期限は10月15日ですが、その3日前の同月12日になって特定された文書について連絡があり、その内容に疑問があつて同月18日に質問したところ、同月31日になって文書の追加等、疑問点への回答を頂きました。同日だと延長後の期限を経過しているのではないのでしょうか。（以下略）

イ 文書の特定について

（ア）対象文書を探索する範囲について

理由説明書（下記第3。以下同じ。）3（2）には、開示を求め
る文書について、「労働保険審査会が裁決を行った再審査請求事件
のうち、「法人の代表者に係る（中略）」事件の裁決に係る文書と
考えられることから」、特定の裁決に係る審査関係書類のみを探索
範囲として文書の特定を行ったと説明しています。しかしながら、
開示請求書の請求する行政文書の名称等の欄には、特定の裁決に限
定するといった記載はなく、また、審査請求書にも記載しましたよ
うに、労働保険審査会事務室の職員と送受信したメールにて特定の
裁決に限定することは意図していないと明確に伝えています。

7月30日の補正の依頼（2）では文書を探索する範囲を平成2
5年雇第11号と同第13号の審査資料に限定することを求められ
て断り、8月3日の補正の依頼（3）では「法人の代表者に係る雇
用保険の失業給付の受給資格決定を争った労働保険審査会裁決の中
で、」と限定することを提案されて、これについても断りました。
8月5日に送信したメールから抜粋します。（中略）

理由説明書3（2）には、補正の依頼（3）の提案（を受けて断
ったもの）と同趣旨のことが記載されています。このことから開示
請求の記載やその後のメールのやりとりにて合意した範囲は無視さ
れてしまい、不完全な文書の特定しか行われていないことが明白で
す。文書の探索範囲を恣意的に限定したりせずに文書を特定して頂
けますよう願います。

また、文書の特定にあたり、労働保険審査会事務室の職員から文
書を紙媒体で保存しているため探索が困難であるとの説明がありま
したが、労働保険審査会事務室は、情報を一元的に管理できるデー
タベースシステム（再審査請求管理システム）を導入しているとの
記載が過去の答申書（平成16年度（行情）答申第590号等）に
あります。キーワードで裁決書等を検索できるならば対象文書の特
定は困難とは思われませんので漏れなく文書を特定して頂けますよ
う願います。

後日に別途の開示請求にて得た文書を精読していたところ、平成
25年特定番号Aと同特定番号B以外の裁決の審査資料に本件開示
請求の対象文書となるものが何件か含まれていることが判明しまし
た。再度、文書の特定を行うと少なくとも数件の文書が見つかるは
ずです。

（イ）労働保険審査会の保有文書について

開示請求書に記載した「事務連絡」で言及されている裁決とは
「昭和60年雇第3号」事件のことだと労働保険審査会事務室の職
員から教示を頂きましたが、保存期間を満了しており開示できない

とのことでした。更に、裁決書の形に限らず、過去の裁決内容について確認する手段があるならば開示してほしいと求めたところ、（10年以上昔のものは）「既に保有期間を過ぎているため開示できません」、「保存期間を経過したものは保管しておりません」等、過去の裁決内容を確認する手段は存在しないと受け取れる回答がありました。

しかしながら、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）の33条によれば、「前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会がした裁決に反すると認めた場合」には「委員の全員をもって構成する合議体で再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う」ことになっています。労働保険審査会が法令に基づいて審査を行っているならば、過去の裁決と反するか否かを確認できるように、過去の裁決内容を何らかの形で保持しているのではないかと疑われます。「前に審査会がした裁決」とは10年以内のものに限定してOKなのでしょうか。

それで労働保険審査会や労働保険審査会事務室等で、過去の裁決が分かるような資料や文献等を保有していないか、保有している場合には本件開示請求の対象文書となるものがないか確認して頂きますようお願いいたします。

例えば、過去には「労働保険審査会裁決集」や「労働保険審査会裁決索引」を作成していて、各県労働局にも配布していたそうです。これらの文献は全て破棄されていて現存しないのでしょうか。また、過去のメールを再読したところ、10年以上昔の裁決書は「保有していない」との回答がありましたが、破棄したのか否かは言明されていませんでした。もしも他の組織に引き継がれてどこかで現存しているならば、その旨の教示を頂けないでしょうか。あるいは開示請求の補正や回送などにより開示を受けられるような措置をして頂けないでしょうか。

ウ 開示決定通知書の記載について

理由説明書の3（2）に特定した行政文書の具体的な名称（文書名）が記載されていると諮問庁は主張していますが、開示決定通知書に記載しなかったことについての是非について説明がありません。労働保険審査会事務室は今後も開示決定通知書に文書名は記載しない方針なのか不審を感じます。

理由説明書の3（2）には、原処分1の場合、「⑩丙第7号証」、 「⑪雇用保険法コンメンタール」等の記載がありますが、「丙第7号証」は文書番号であり、文書名（件名）は「意見書」なのではないでしょうか。「雇用保険法コンメンタール」も裁決書の記載からみると

正しくは「新版雇用保険法（コンメンタール）」かもしれません（しかもその抜粋です）。また、⑪は⑩の別添資料であると説明を受けていて、⑪は独立した文書ではないかもしれません。

原処分2も同様な混乱があり、理由説明書の3（2）には「⑰丙第6号証」、「⑱証拠説明書」と記載されていますが、理由説明書の3（4）では「丙第6号証の証拠説明書の・・・」と⑱と⑰の一部であるかのように説明されています。

このように理由説明書の3（2）の文書名の記載は正確なものなのか疑わしいです。開示決定通知書に行政文書の具体的な名称を正確に記載されるように願います。

行政文書開示決定通知書の3（1）に記載されている開示実施手数料について、審査請求書に記載しましたが理由説明書には関係する言及が見当たりません。

原処分1の場合（原処分2も同様です。）、開示決定通知書3（1）の表に「A4判70枚（140頁）」とあり、複写機により白黒で複写したものの交付は1200円（＝1400－200）等となっています。70枚で140頁あるとすれば、70枚の全てが両面であることとなりますが、開示を受けた文書の中には「⑨丙第6号証」のように片面のみの文書が含まれています。裏面が白紙なのに2頁とカウントするのは不適切ではないでしょうか。スキャナーで電磁的記録にする場合には両面スキャンして20円を請求されるのでしょうか。（中略）

エ 不開示部分について

理由説明書の3（3）には、不開示とする情報の種別と、その理由（根拠条文と条文に該当する理由）について述べられていますが、具体的にはどの部分をどの理由で不開示としているのかの対応関係は何も示されていません。各々の不開示部分がどの理由に該当するのかを明示しなければ、妥当であるのか否かの判断が曖昧になってしまうため、可能な限り不開示部分と不開示理由の対応を明確にして頂きますよう願います。

以下、個々の不開示とする情報の種別ごとに意見を述べます。

（略）

（ア）「再審査請求人の主張」について

過去の答申（平成29年度（行情）答申第189号）にて、「特定個人の災害補償給付に関する労働災害の個別具体的な状況、（中略）個人識別部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示できない」と判断したものがあります。

しかしながら、本件は労災保険ではなく雇用保険の再審査請求事件に関するものであり、再審査請求人は病人ではなく、医師も医療機関も登場せず、したがって労災の状況や医師の診断結果は含まれておらず、関係者からの聴取も行われていません。故に「再審査請求人の主張」だから全てを不開示にすべきとはいえないのではと考えます。

原処分2の裁決書の「第2 再審査請求の理由」，「第6 2 (1)」(請求人及び再審査請求代理人の主張)，原処分1や原処分2の審理調書の発言部分や原処分1や原処分2の再審査請求書の意見部分がほぼ全て不開示となっていますが、再審査請求人の主張であっても開示されるべき部分があるのではないのでしょうか。

(イ)「請求に係る処分日」，「裁決年月日」及び「関係資料の作成・提出年月日」について

再審査請求人の離職日や求職日，職安出頭日，再審査請求人の資料作成日等については再審査請求人が直接に関係するため，特定個人が識別されることを考慮して不開示となる可能性はあると思います。それら以外については，具体的には，公務員の作成した意見書等の作成・提出年月日，関係資料の受領日，決定書の決定日，請求に係る処分日，裁決書の裁決日等，請求人の作為と直接には関係しない年月日については開示されるべきです。これらの情報は特定個人を識別できないものですし，意見書や決定書等の文書番号や具体的内容が開示されているのと比べると，作成日や決定日等の日付だけが特定個人の機微にわたる私的な情報に該当するとは考えられないからです。

例として，原処分2の「雇用保険における失業等給付の返還命令書」については，(別途開示請求により)文書番号は「特定番号」で，具体的内容についても，(処分の理由)「(略)」であること等が開示されています。処分日だけは機微な不開示情報とする理由は存在しないと思われま

す。また，国会にて審査請求事件や再審査請求事件に言及する際には事件を特定するために決定日や裁決日が使用されています。論文等で裁判例を引用する際にも(事件名，裁判所名ともに)，裁決日を記すのが通常です。

(例略)

厚生労働省の社会保険審査会では主な裁決例をWEBで公開していますが，ここでは裁決日を記載しています。社会保険審査会と労働保険審査会とで，裁決日の公開の可否について差異があるのは不自然です。

情報公開・個人情報保護審査会で作成された答申書はWEBにて公開されますが、この答申書には審査に係る開示請求書や開示決定通知書の日付が記載されていることから、「日付情報は例外なく不開示にすべき」とはいえないと思われま

す。請求人の作為に直接には関係しない年月日については開示されるよう願います。

(ウ) 「労働保険再審査請求の経緯」について

各々の裁決書の「第1」の「2経過」や「第6」の「1」等にて、再審査請求に及んだ経緯は開示されています。(中略)

これら以外に、「再審査請求の経緯」に該当する部分とはどこなのかを明確にして、不開示とするのが妥当なのか確認して頂けま

(エ) 「事業場を特定する情報、規模、設立年月日」について

再審査請求人が代表者となっている会社名等の事業場を開示すると個人が識別されるため、これを不開示とするのは納得できますが、その場合、不開示とする根拠条文等は理由説明書の記載とは異なるものになります。

再審査請求人とは関係しない(あるいは関係があっても再審査請求人が特定個人として識別されない程度)な事業場については、法人登記簿にて商号、本店所在地、設立日、目的、資本金額などが記載されていて誰でも閲覧可能ですし、ハローワークの求人票では会社情報として、従業員数・事業内容・創業年・資本金などが記載されていることから、事業場を特定する情報(会社名や所在地)、規模(資本金や従業員数)、設立年月日等の情報は公にされて問題ない情報であり、公開にしても法人に対する信用が低下しない情報であると考えられます。もしも、非公開で行政処分を受けた等の特殊な事情があり、処分を受けたことが開示される場合には、該当する事業場が識別できる情報を不開示とすることに納得できますが、その場合には理由説明書にそのような事情の説明が記載されるべきでしょう。

公にされても法人に対する信用は低下せず、なんら正当な利益は害されない情報であるならば不開示とするのは不適切です。不開示とする理由を修正するか、そうでなければこの理由により不開示としている部分は開示されるべきです。

(オ) 理由説明書にて不開示情報とされていない部分について

理由説明書では不開示情報として記載されていませんが、不開示になっている部分があると推測されるため、これらの部分については確認の上、不開示とすべきではない部分については開示を求めま

す。

以下、いくつか目についたものを記します。

原処分1の「①決裁書」の「第3 原処分庁の意見」の内容部分は、理由説明書に記載された不開示情報に該当しないと推測されます。

原処分1と原処分2の「①裁決書」等にて、会社名を「■■■■会社」あるいは「■■会社■■■■」等としていますが、「株式」や「有限」の部分は、開示しても事業所等が特定される可能性はないため、不開示情報に該当しないと推測されます。

原処分1と原処分2の「②審理調書」にて、原処分庁の係員の氏名が不開示になっていますが、公務員の氏名は不開示情報に該当しないと推測されます。

原処分2の「①裁決書」や「②審理調書」、「③再審査請求書」、「⑩丙第7号証の決定書」などにて、代理人の氏名と住所が不開示になっていますが、過去の答申（平成28年度（行情）答申第121号等）を参照すると、不開示情報に該当しないと推測されます。

原処分2の「⑩丙第7号証の決定書」について、理由説明書の3（4）では「1の（3）のイ欄、ロ欄、ハ欄」を新たに開示する部分と記載しています。本件の開示請求では決定書は開示の実施を受けていないため、どの部分が不開示なのか感知していませんが、もしも「1の（3）」の冒頭の1文「（中略）」が不開示になっている場合には、ここも開示されるべき部分と推測されます。

逆に、イ欄とロ欄には再審査請求人が代表者となっている会社名（（中略）■■■）やオーナー氏の氏名■■■■■が含まれているため、この2つの情報については「法5条各号の不開示情報のいずれにも該当しない」と認めるのは問題かもしれません。ロ欄の日付は（中略）と開示されています。

もしかしたら開示されている部分かも知れませんが、「1の（5）雇用保険審査参与の意見」は「（中略）」等と開示されていて、この内容ならば不開示情報に該当しないと推測されます。

原処分1の資料の受付印の中に記入する番号（「③再審査請求書」やその他の審査資料等）が不開示になっていますが、不開示情報に該当しないと推測されます。

原処分2の「④甲第2号証」や「⑤甲第3号証」などの文書番号である「（中略）」や「⑩丙第7号証の決定書」の文書番号（事件番号）である「（中略）」が一部不開示になっていますが、不開示情報に該当しないと推測されます。

理由説明書の3（4）では新たに開示する部分として、丙第1号

証の「(中略)」の「(中略)」のみを開示すると記載されていますが、「(中略)」の部分も不開示情報に該当しないと推測されます。原処分1についても同様。

原処分2の「⑪乙第7号証」の受給者の性別は、裁決書の「第12 経過」にて「(中略)」と開示されています。処分通知番号は「(中略)」と開示されています。発見の端緒は「(中略)」と開示されています。調査の概要も「(中略)」等開示されています。いずれも不開示情報に該当しないと推測されます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年7月11日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書の開示請求を法4条1項に規定する手続により行った。
- (2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年3月9日付け(同月11日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分のうち、下記3(4)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 労働保険審査会について

労働保険審査会は、労働保険審査会及び労働保険審査官法(昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。)25条に基づき、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)38条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)69条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に設置されている機関である。

(2) 本件対象文書の特定について

ア 審査請求人が開示を求める文書は、労働保険審査会が裁決を行った再審査請求事件のうち、「法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定について争われた」事件の裁決に係る文書と考えられることから、本件開示請求を受けてこれを探索したところ、2件の裁決が認められた。

イ 原処分1は、「平成25年(雇)第11号」に係る審査関係書類のうち、①裁決書、②審理調書、③労働保険再審査請求書(雇用保険)、④甲第2号証、⑤甲第4号証、⑥乙第6号証、⑦丙第4号証、⑧丙第5号証、⑨丙第6号証、⑩丙第7号証、⑪雇用保険法コンメンタール、⑫丙第8号証及び⑬丙第9号証を本件対象文書1として特定した。

ウ 原処分2は、「平成25年(雇)第13号」に係る審査関係書類のうち、①裁決書、②審理調書、③労働保険再審査請求書、④甲第2号証、⑤甲第3号証、⑥甲第9号証、⑦甲第10号証、⑧甲第11号証、⑨甲第12号証、⑩乙第6号証、⑪乙第7号証、⑫丙第1号証、⑬丙第2号証、⑭丙第3号証、⑮丙第4号証、⑯丙第5号証、⑰丙第6号証、⑱証拠説明書及び⑲丙第7号証を本件対象文書2として特定した。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、再審査請求事件に係る再審査請求人の氏名、住所等、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報が記載されており、当該情報は法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、本件不開示部分には、再審査請求人の離職年月日、請求に係る処分日、再審査請求人の主張、裁決年月日、関係資料の作成・提出年月日等、労働保険再審査請求の経緯等が詳細かつ具体的に記載されている。

これらの情報は、再審査請求人個人に関する情報であり、また、機微にわたる私的な情報であって、一般的に他人に知られることを通常は忌避する性質のものであるとともに、近親者であれば識別できる可能性が高いものである。

したがって、公にすることにより、特定個人を識別できる情報又は特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの不開示情報該当性について

本件不開示部分には、再審査請求人に係る法人に関する情報であって、事業場を特定する情報や収益状況、規模、設立年月日等が含まれており、これらが公にされた場合、法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

以下に掲げる部分は、法5条各号の不開示情報のいずれにも該当しない情報と認められることから、諮問に当たり開示することとする。

ア 本件対象文書1の丙7号証の右上文書番号のうち、「下職安」の部分、丙第9号証の労働保険審査請求書の「九 証拠」欄の「会社」の

部分及び「審査請求の理由」の文末の「以上」欄

イ 本件対象文書2の丙第1号証及び丙第3号証の右上文書番号のうち、「京七職」の部分、丙第6号証の証拠説明書の文末の「以上」欄及び丙第7号証の決定書の1の(3)の「イ」欄、「ロ」欄、「ハ」欄

4 審査請求人の主張について

(1) 開示する行政文書の特定について

審査請求人は、審査請求の理由として、開示する行政文書の他にも対象文書が存在すると主張するが、本件対象文書は、上記3(2)で述べたとおりである。

(2) 不開示部分の変更について

ア 審査請求人は、審査請求の理由として、「(特定個人の)申述及び主張内容」,「特定年月日」及び「特定状況」については、特定の個人を識別することができるとはいえず個人の権利利益を害するおそれがなく、法5条1号に該当しない等主張しているが、本件対象文書に係る不開示情報該当性については、上記3(3)アで述べたとおりである。

イ 審査請求人は、「特定法人等の名称」について、法人の名称自体は一般には公にしても法人の正当な利益を害するものではなく、法5条2号イに該当しない等主張しているが、本件対象文書に係る不開示情報該当性については、上記3(3)イで述べたとおりである。

(3) 期間延長通知について

「開示決定等の期限の延長について(通知)」(平成30年9月10日厚生労働省発基0910第1号)の「延長後の期間」欄に括弧書きで記載されている「補正に要した期間」の日数(36日)については、「情報公開事務処理の手引(平成29年3月)」に基づき、適正に行っているところである。

(4) 行政文書開示決定通知書について

審査請求人は、審査請求の理由として、「開示する文書の名称」欄の記載について、具体的な文書名が記載されていない旨主張しているが、特定した行政文書の具体的な名称については、上記3(2)で述べたとおりである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち、上記3(4)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- ① 令和元年6月10日 諮問の受理（令和元年（行情）諮問第76号及び同第77号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月26日 審議（同上）
- ④ 同年7月10日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 令和5年2月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 令和6年3月1日 審議（同上）
- ⑦ 同月13日 令和元年（行情）諮問第76号及び同第77号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書を特定し，その一部について法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は文書の特定，不開示とした部分等に不服がある旨主張し，原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は，原処分における不開示部分の一部（別表の3欄に掲げる部分）を新たに開示するとした上で，その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書は，別紙の1に掲げる「法人の代表者に係る雇用保険の失業給付の受給資格決定に係る言及を含む労働保険審査会（労働保険審査会事務室も含めて）の文書」であり，処分庁は，原処分において，別紙の2に掲げる2件の労働保険審査会の裁決に係る裁決書及び審査関係資料（本件対象文書）を本件請求文書に該当する文書として，特定している。
- (2) これに対し，審査請求人は，原処分は開示請求した内容とは異なり，限定された範囲での探索しかしておらず，本件対象文書の外にも開示請求の対象となる文書が存在すると思われる旨主張する。
- (3) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に本件対象文書の特定について確認させたところ，おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求める文書は，労働保険審査会が裁決を行った再審査請求事件のうち，「法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定について争われた」事件の裁決に係る文書と考えられることから，文書管理システムに登録されている400件の再審査請

求事件に係る文書（本件開示請求には関係のないと考えられる労災保険に係るものを除く。）について、再審査請求管理システムにて、各再審査請求事件の「事件概要」を確認し、本件開示請求に関連した記載のある可能性がある事件の行政文書ファイルについて1件ごとに裁決書原本を確認し、特定したものである。

イ なお、労働保険審査会の再審査請求に係る行政文書ファイルの保存期間は10年とされているところ、現在は平成18年度以降の文書を保有しており、これらの中で関連した記載のある可能性がある行政文書ファイルは、上記のとおり、全て確認しており、本件対象文書の外に該当する文書は確認されなかった。

(4) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から、労働保険審査会の再審査請求に係る行政文書の保存期間が定められている、労働基準局総務課標準文書保存期間基準（保存期間表）の提示を受けて、確認したところ、その保存期間は、「裁決又は決定その他の処分後10年」とされていると認められる。そのほか、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認されなかったとする諮問庁の上記（3）の説明を覆すに足りる特段の事情も認められない。

イ 審査請求人は、労働保険審査会が保有する文書のうち、裁決書や審査関係資料に限らず、「法人の代表者に係る雇用保険の失業給付の受給資格決定に係る言及」が含まれている文書は全て対象とすべきであり、審査関係資料に関しても全ての裁決書の審査関係資料の内容を確認すべき旨主張する。

しかしながら、当該主張は「行政文書」ではなく「情報」を開示請求の対象とするものと認められる。法においては、開示請求の対象は、「行政文書」とし、「情報」とはしていない。これは、対象を「情報」とした場合は、その範囲を確定するのが困難であったり、同様な情報が様々な媒体に記録されている場合にどの情報を請求するものであるかの特定が困難となるなどの問題が想定されることによるものと解される。

本件開示請求につき検討すると、処分庁は、本件開示請求について、再審査請求管理システムにより、労災保険に係るものを除く約400件の再審査請求事件の「事件概要」を手掛かりにして、本件開示請求に関連した記載のある可能性がある事件の行政文書ファイルにつづられた文書の中から、審査請求人が開示を求める「情報」への該当の有無を確認している。仮に、この方法によらない場合、処分庁は、労働保険審査会が保有する、労災保険に係るものを除く約400件の再審査請求を対象にして、これに係る全文書について、審査請求人が開示

を求める「情報」（記述）の有無を逐一確認せざるを得ず、処分庁に多大な負担を強いることになる」と認められる。

このような審査請求人の主張に対し、処分庁が応ずべき義務を負っているとは認められず、諮問庁が説明する上記の文書の探索の範囲及び方法等について、不合理・不十分であるとはいえない。

ウ したがって、本件対象文書の外に、厚生労働省において本件請求文書に該当する文書を保有しているということはできず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1には、原処分庁の意見として、関係する法令の解釈が記載されている。その内容に再審査請求人を特定させる個別具体的な内容は含まれていないことから、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、当該部分には、特定事業場に関する内容も含まれていないことから、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2のうち、3枚目4行目6文字目ないし5行目には、原処分庁の職員の申述内容が記載されており、その余の部分には、労働保険審査会委員からされた進行上の発言等が記載されている。いずれも公務員の職務に基づく発言内容であり、その内容に再審査請求人を特定させる個別具体的な内容は含まれていないことから、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、当該部分には、特定事業場に関する内容も含まれていないことから、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6及び通番7は、特定公共職業安定所長が、特定雇用保険審査官に対して提出した意見書の番号及び日付であり、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番3及び通番8は、労働保険審査会及び山口労働局の受付印のう

ち、提出された文書を管理するための番号であり、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番10の3枚目23行目6文字目ないし38文字目には、雇用保険請求人の給付金に関する対応が記載されており、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

しかしながら、当該部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であり、公にされ又は公にすることが予定された情報であると認められることから、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分には、特定事業場に関する内容は含まれていないことから、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番10の3枚目23行目39文字目及び24行目には、厚生労働省の職員の申述内容が記載されており、通番24の7枚目8行目及び12行目部分並びに9枚目2行目及び7行目は、雇用保険請求人の発言に対する京都労働局雇用保険審査官の応答であり、いずれも公務員の職務に基づく発言内容であり、その内容に雇用保険請求人を特定させる個別具体的な内容は含まれていないことから、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、当該部分には、特定事業場に関する内容は含まれていないことから、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番20の1枚目1行目、2行目及び13行目、通番21の1枚目7行目並びに通番22の1枚目1行目及び2行目は、特定公共職業安定所長が京都労働局雇用保険審査官に提出した意見書の番号、日付及び項目部分であり、法5条1号に定める個人に関する情報と

は認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番15、通番21ないし通番23及び通番25（いずれも受付印部分に限る。）は、労働保険審査会又は京都労働局の受付印のうち、提出された文書を管理するための番号であり、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番2の3枚目4行目2文字目及び3文字目、通番10の3枚目23行目2文字目及び3文字目、通番24の3枚目9行目ないし11行目及び9枚目12行目の不開示部分は、厚生労働省職員の氏名であり、通番24の1枚目（4行目を除く。）、2枚目1行目ないし3行目、44枚目24行目及び25行目、46枚目7行目及び25行目、47枚目17行目、18行目、21行目及び22行目、49枚目6行目、22行目及び23行目、50枚目5行目、10行目及び20行目、51枚目5行目及び26行目、52枚目1行目並びに56枚目15行目及び16行目部分は、京都労働局雇用保険審査参与の氏名である。これらは、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。しかしながら、当該部分は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされており、いずれも特段の支障の生ずるおそれがある場合に該当するとは認められないことから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、特定事業場に関する情報であるとは認められないことから、これを公にしても、当該事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番9の1枚目、通番10（上記オ、カ及びケを除く。）、通番

1 1, 通番 1 5 (上記クを除く。), 通番 1 6, 通番 2 1 (代理人氏名部分), 通番 2 3 (代理人氏名部分), 通番 2 4 の 2 枚目 6 行目 2 文字目ないし 6 文字目及び 1 3 文字目ないし 1 6 文字目並びに 2 1 行目ないし 2 4 行目部分, 通番 2 5 の 1 枚目 (上記クを除く。), 3 枚目 (上記クを除く。) 及び通番 2 6 の 1 枚目代理人弁護士の氏名部分, 通番 2 7 の 1 枚目 (1 行目を除く。) 部分は, 再審査請求人の代理人の資格, 氏名, 郵便番号, 事務所所在地, 事務所名, 電話番号及び F A X 番号である。

これらが記載されている文書は特定番号事件の審理調書及び裁決書の別紙資料の一部であり, これら各資料において, 当該部分は雇用保険請求人の氏名, 住所及び生年月日等と併せて記載されていることから, 当該部分は各資料ごとに一体として雇用保険請求人に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に, 法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると, 当該部分は, 法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから, 同号ただし書イに該当するとは認められず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に, 法 6 条 2 項の部分開示の可否について検討すると, 当該部分には, 雇用保険請求人を識別することができる情報は含まれておらず, これを公にしても当該個人を特定することが可能であるとはいえないことからすると, 雇用保険請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また, 当該部分のうち, 代理人弁護士の氏名を開示しても, 本件事案の場合, 雇用保険請求の代理人となったことが明らかになるのみであり, 当該事業を営む個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに, 代理人弁護士の氏名が開示情報に該当しない場合, 当該弁護士の事務所の郵便番号, 所在地, 名称, 電話番号及び F A X 番号は, 日本弁護士連合会の弁護士情報検索において検索可能であるから, これも不開示情報には該当しない。

したがって, 当該部分は, 法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

サ 通番 9 (上記コを除く。), 通番 1 2 及び通番 1 3 には, 雇用保険請求人の雇用保険の給付日数及び金額が, 通番 1 4, 通番 1 8, 通番 2 1 (上記キ, ク及びコを除く。), 通番 2 3 (上記ク及びコを除く。), 通番 2 4 (上記カ, ケ及びコを除く。), 通番 2 5 の

2枚目3行目ないし7行目、通番26（上記コを除く。）及び通番27（上記コを除く。）には、雇用保険、請求人の申述・記述内容及び同人が代表取締役とされていた事業場に関する情報並びに雇用保険請求人を聴取した特定公共職業安定所の職員の印影等が、通番19には、雇用保険請求人の性別、その雇用保険の給付日数及び金額等が記載されており、通番20（上記キを除く。）及び通番22（上記キ及びクを除く。）には、雇用保険請求人に対してなされた処分に関して特定公共職業安定所から京都労働局雇用保険審査官に対し提出された意見等が記載されており、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、法の規定に基づく開示請求に係る別件諮問事件において、当該事件の原処分庁は、別表の1欄に掲げる甲第2号証、甲第3号証、甲第9号証、乙第6号証、乙第7号証、丙第1号証、丙第2号証、丙第3号証、丙第4号証、丙第5号証、丙第6号証及び丙第7号証と同一の文書を特定し、その一部を開示しており、当審査会において、これら同一の各文書を確認したところ、当該部分は、別件諮問事件における原処分において開示されている情報と同様の内容と認められる。このため、当該部分は、公にされ、又は公にすることが予定された情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、当該部分を公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番24の4枚目部分について

当該部分には、京都労働局が業務を委託している事業場名が記載されており、これを公にすると、当該事業場の取引先を明らかにすることとなり、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番15、通番16、通番21、通番23、通番25及び通番26の代理人弁護士の印影部分について

弁護士の印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと

認められ、これを公にすると、偽造等によって当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記以外の部分について

本件対象文書は、雇用保険給付の再審査請求事案である特定番号A及び特定番号B事件の裁決書及びその関係資料であり、雇用保険請求人である特定個人の氏名及び住所並びに審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付並びに会社名、印影及び電話番号並びに雇用保険請求人の申述内容、雇用保険請求人を特定させる個別具体的な内容を含んだ又は労働保険審査会委員又は京都労働局雇用保険審査官の質問内容等が記載されており、このような記載は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

厚生労働省のウェブサイトには、労働保険審査会の裁決の概要が掲載されていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求に係る裁決は、裁決の概要をウェブサイトにも全件掲載することとした平成26年以前のものであるため、掲載していないとのことであった。

そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、会社名、印影、電話番号は個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の部分は、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

(1) 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件開

示請求書とほぼ同一の文言を本件各開示決定通知書に記載した上で、別表の1欄に掲げる各文書を開示したものであるが、審査請求人も具体的な文書名の明示を求めているとおり、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として別表の1欄に掲げる各文書の名称を具体的に記載すべきであった。処分庁においては、今後、特定した文書の具体名の明記に留意して適切に対応することが望まれる。

(2) 審査請求人は理由説明書及び意見書（上記第2の2（1）及び（2））において、開示決定等の期限延長通知の不備（複数回の補正依頼を行った場合の補正依頼間の期間の取扱い）について主張するところ、諮問庁は理由説明書（上記第3の3（5）ウ）において、「情報公開事務処理の手引（平成29年3月）」に基づき、適正に行っている旨説明する。

当審査会において上記手引の提示を求めて確認したところ、開示請求書の補正に要した日数は、当該期間には算入されないとの記載がある。一方、複数回にわたって補正依頼が行われた場合については記載されておらず、労働保険審査会では、一の補正依頼が済んだ後次の補正依頼までの期間については、実行上対象期間から除外していないとのことである。補正依頼に係る期限延長は、実際に補正に要した日数のみ行うべきであり、処分庁は、今後、不要な日数による期限延長を行うことのないよう、十分に留意すべきである。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書（原処分1及び原処分2共通）

法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定に係る言及を含む労働保険審査会（労働保険審査会事務室も含めて）の文書

- ・ 裁決書だけではなく審査の資料など関係書類も含め、労働保険審査会（労働保険審査会事務室も含めて）で取得又は作成した文書から対象文書を特定して下さい。
- ・ 平成25年3月6日付事務連絡に次のフレーズが記載されているらしく、その前後の文脈から受給資格決定に係る言及と思われますが、受給資格決定等に関係ない場合であってもその内容を確認したいため、ここで言及されている労働審査会採決は必ず対象文書に含めて下さい。
「労働保険審査会採決によれば、「代表取締役への就任についてはそれが名目だけの者であり、報酬を受けていないとしても（中略）その地位が対価を期待し得るものであれば足りる。」」と記載がある。
- ・ 特に、対象文書が裁決書の平成25年特定番号Aと平成25年特定番号Bだけの場合には、該当箇所をお知らせ頂ければ本開示申請は不要になる可能性もあり、申請の取下も検討します。
- ・ 対象と思われる文書が特定されましたら、手数料納付前に、文書名等を確認させて頂きたいので、電子申請システムか電子メールにて御連絡をお願い致します。
- ・ 労働保険審査会の文書のうち、労災保険の裁決書とその別紙に記載の審査資料については、対象文書を探索する範囲から除外されて構いません。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1

法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定に係る言及を含む労働保険審査会（労働保険審査会事務室も含めて）の文書（平成25年特定番号A関係）

(2) 本件対象文書2

法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定に係る言及を含む労働保険審査会（労働保険審査会事務室も含めて）の文書（平成25年特定番号B関係）

別表（全部開示文書を除く。）

1 対象文書	2 通番	3 諮問 庁が 「新た に開示 する部 分」と してい る部分	4 諮問 庁が 「不開 示を維 持する 部分」と してい る部分	5 開示すべき部分
裁決書（平成 25年特定番 号A関係）	1		不開示部 分	3枚目8行目ないし2 8行目
審理調書（同 上）	2		不開示部 分	3枚目4行目，5行 目，7行目及び8行目， 4枚目3行目，17行 目及び18行目
労働保険再審 査請求書（雇 用保険）（同 上）	3		不開示部 分	1枚目及び2枚目受付 印のうち番号部分
甲第2号証雇 用保険法（同 上）	4		不開示部 分	
甲第4号証雇 用保険法（コ ンメンター ル）（同上）	5		不開示部 分	
丙第7号証意 見書（同上）	6	右上番号 のうち， 「下職 安」の部 分	左記3欄 を除く不 開示部分	1枚目1行目，2行目
丙第8号証反 論書（同上）	7		不開示部 分	1枚目6行目
丙第9号証送 り状（同上）	8	「九 証 拠」欄の 「会社」 の部分及 び「審査 請求の理 由」の文 末の「以 上」	左記3欄 を除く不 開示部分	2枚目受付印のうち番 号部分

裁決書（平成 25年（特定 番号B関係）	9		不開示部 分	1枚目代理人の氏名， 事務所所在地及び事務所 名 2枚目22行目 3枚目6行目33文字 目ないし7行目 5枚目15行目21文 字目ないし23文字目
審理調書（同 上）	10		不開示部 分	2枚目6行目，14行 目2文字目，3文字目， 9文字目ないし32文字 目， 3枚目23行目ないし 24行目， 5枚目8行目2文字 目，3文字目，10行目 2文字目，3文字目，1 4行目2文字目，3文字 目，17行目2文字目， 3文字目， 6枚目6行目2文字 目，3文字目，10行目 2文字目，3文字目， 7枚目10行目2文字 目，3文字目， 8枚目10行目2文字 目，3文字目
労働保険再審 査請求書（同 上）	11		不開示部 分	1枚目代理人の住所， 資格及び氏名
甲第2号証雇 用保険におけ る失業等給付 の返還命令書 （同上）	12		不開示部 分	18行目26文字目な いし28文字目，19行 目
甲第3号証失 業等給付の不 正受給金に係 る納付命令書 （同上）	13		不開示部 分	14行目
甲第9号証陳 述書（同上）	14		不開示部 分	1枚目2行目1文字 目，2文字目，5行目3 文字目，4文字目，18 文字目ないし31文字

			<p>目， 6 行目 3 文字目ないし 2 7 文字目， 3 0 文字目ないし 7 行目， 8 行目 3 文字目ないし 7 文字目， 2 1 文字目ないし 2 9 文字目， 9 行目 1 文字目ないし 9 文字目， 1 2 文字目ないし 1 0 行目 1 9 文字目， 2 2 文字目ないし 1 1 行目 1 0 文字目， 1 3 文字目ないし 1 3 行目， 1 4 行目 3 文字目ないし 1 5 行目 4 文字目， 7 文字目ないし 1 7 行目， 1 8 行目 3 文字目ないし 2 0 行目 8 文字目， 1 1 文字目ないし 2 1 文字目， 2 1 行目 1 6 文字目ないし 2 5 行目 3 文字目， 1 1 文字目ないし 3 2 文字目，</p> <p>2 枚目 1 行目 1 文字目ないし 9 文字目， 1 2 文字目ないし 2 4 文字目， 2 7 文字目ないし 5 行目 1 0 文字目， 2 4 文字目ないし 8 行目 7 文字目， 2 1 文字目ないし 3 0 文字目， 9 行目ないし 1 6 行目， 1 7 行目 1 4 文字目ないし 1 9 文字目， 2 2 文字目ないし 1 8 行目 2 1 文字目， 2 4 文字目ないし 2 3 行目 9 文字目， 1 7 文字目ないし 2 4 行目 8 文字目， 2 2 文字目ないし 2 5 行目 2 5 文字目， 2 8 文字目ないし 2 6 行目， 3 枚目 1 行目ないし 6 行目 2 8 文字目， 7 行目 1 0 文字目ないし 1 0 行目</p>
--	--	--	--

甲第10号証 意見書（同上）	15		不開示部分	1枚目受付印のうち番号部分，代理人弁護士氏名（印影除く。）
甲第11号証 証拠説明書（同上）	16		不開示部分	1枚目代理人弁護士氏名（印影除く。）
甲第12号証 陳述書（同上）	17		不開示部分	
乙第6号証 聴取書（同上）	18		不開示部分	1枚目生年月日欄1文字目ないし5文字目，聴取日1文字目，2文字目，聴取者の印影
乙第7号証 失業等給付不正受給調査・納付命令処分伺（同上）	19		不開示部分	1枚目「性別」欄，「受給状況」欄中日数及び金額，「処分内容」欄の「返還命令の期間，日数及び金額」欄中日数及び金額 2枚目「処分内容」欄の「納付命令の対象となる日数・金額」欄中日数及び金額，「処分内容」欄の「現実に納付を命ずる金額」欄
丙第1号証 意見書（同上）	20	右上文書番号のうち，「京七職」の部分	左記3欄を除く不開示部分	1枚目1行目，2行目，13行目，14行目 21文字目，22文字目，15行目5文字目ないし7文字目，19文字目ないし22文字目，16行目6文字目，7文字目，22行目6文字目，7文字目，27行目16文字目，17文字目，28行目及び29行目， 2枚目1行目6文字目，7文字目，4行目20文字目ないし23文字目，25文字目，27文字目，28文字目，7行目6文字目，7文字目，8行目，9行目2文字目，4文字目，5文字

				<p>目， 1 1 行目， 1 2 行目， 1 8 行目 1 0 文字目， 1 1 文字目， 2 2 文字目， 2 3 文字目， 1 9 行目， 2 2 行目 8 文字目， 9 文字目， 2 3 行目 2 2 文字目， 2 3 文字目，</p> <p>3 枚目 5 行目ないし 7 行目， 8 行目， 1 7 行目 2 9 文字目， 3 0 文字目， 1 8 行目 9 文字目ないし 1 2 文字目， 2 1 行目 7 文字目， 8 文字目， 2 3 行目 2 1 文字目， 2 2 文字目， 2 9 文字目， 3 0 文字目</p>
丙第 2 号証反論書 (同上)	2 1		不開示部分	<p>1 枚目受付印のうち番号部分， 代理人弁護士氏名 (印影除く。)， 2 行目 1 文字目， 2 文字目， 7 行目， 9 行目ないし 2 1 行目 8 文字目， 2 5 文字目ないし 2 2 行目 9 文字目， 1 2 文字目ないし 2 4 行目，</p> <p>2 枚目 1 行目ないし 4 行目 2 2 文字目， 5 行目 5 文字目ないし 2 6 文字目， 2 9 文字目ないし 9 行目 1 4 文字目， 1 7 文字目ないし 2 5 行目，</p> <p>3 枚目 1 行目ないし 2 6 行目，</p> <p>4 枚目 1 行目ないし 5 行目 5 文字目， 2 2 文字目ないし 9 行目 1 4 文字目， 3 1 文字目ないし 1 2 行目 8 文字目， 1 1 文字目， 1 3 文字目ないし 1 5 文字目， 3 2 文字目ないし 1 3 行目 4 文字目， 7 文字目， 9 文字目ないし 1 2 文字目， 2 3</p>

				文字目ないし14行目1文字目, 18文字目ないし17行目8文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 31文字目ないし19行目12文字目, 20行目11文字目ないし26行目20文字目, 31文字目ないし33文字目, 5枚目1行目ないし9行目
丙第3号証再意見書(同上)	22	右上文書番号のうち, 「京七職」の部分	左記3欄を除く不開示部分	1枚目受付印のうち番号部分, 1行目, 2行目, 23行目ないし26行目, 3枚目8行目6文字目, 7文字目, 16行目1文字目, 2文字目, 18行目20文字目, 21文字目, 23行目1文字目, 2文字目
丙第4号証再意見書に対する反論書(同上)	23		不開示部分	1枚目受付印のうち番号部分, 代理人弁護士氏名(印影除く。), 2行目1文字目, 2文字目, 7行目ないし23行目, 2枚目全部, 3枚目1行目ないし2行目11文字目, 3行目9文字目ないし8行目9文字目, 12文字目ないし22文字目, 9行目6文字目ないし11行目7文字目, 20文字目ないし26行目, 4枚目1行目ないし9行目8文字目, 25文字目ないし10行目18文字目, 21文字目ないし17行目3文字目, 11文字目ないし30文字目, 18行目8文字目ないし20行目, 21行目

				<p>2 9 文字目ないし 2 4 行目 2 1 文字目, 2 5 行目 5 文字目ないし 2 6 行目,</p> <p>5 枚目 1 行目ないし 9 行目 2 8 文字目, 1 0 行目 2 7 文字目ないし 1 2 行目 1 2 文字目, 2 3 文字目ないし 1 4 行目 1 9 文字目, 1 5 行目 2 4 文字目ないし 2 6 行目,</p> <p>6 枚目全部</p>
丙第 5 号証立 会審理議事録 (同上)	2 4		不開示部分	<p>1 枚目 4 行目, 1 0 行目, 1 1 行目, 1 4 行目ないし 1 6 行目及び 1 8 行目ないし 2 0 行目,</p> <p>2 枚目 1 行目ないし 3 行目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 6 行目 2 文字目ないし 6 文字目, 1 3 文字目ないし 1 6 文字目, 3 4 文字目, 3 5 文字目, 1 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 8 文字目ないし 1 1 文字目, 1 6 行目 1 文字目, 2 文字目, 5 文字目, 8 文字目, 1 1 文字目ないし 1 5 文字目, 2 1 行目ないし 2 4 行目,</p> <p>3 枚目 9 行目ないし 1 1 行目,</p> <p>5 枚目 2 0 行目 8 文字目, 9 文字目,</p> <p>6 枚目 8 行目 2 8 文字目, 2 9 文字目, 1 3 行目, 1 4 行目, 1 7 行目 3 7 文字目ないし 3 9 文字目, 1 8 行目, 1 9 行目 8 文字目, 9 文字目, 2 2 行目 2 7 文字目ないし 3 0 文字目, 3 2 文字目, 3 4 文字目, 3 5 文字目, 2 6 行目, 2 7 行</p>

			<p>目，</p> <p>7 枚目 1 行目， 5 行目 6 文字目， 7 文字目， 6 行目 9 文字目， 10 文字 目， 8 行目， 10 行目， 12 行目， 25 行目， 2 6 行目，</p> <p>8 枚目 1 行目 1 文字目 ないし 31 文字目， 2 行 目 6 文字目ないし 22 文 字目， 30 文字目ないし 3 行目 4 文字目， 17 文 字目ないし 25 文字目， 33 文字目ないし 5 行目 10 文字目， 24 文字目 ないし 7 行目 9 文字目， 23 文字目ないし 8 行目 20 文字目， 28 文字目 ないし 32 文字目， 37 文字目ないし 9 行目 16 文字目， 30 文字目， 3 5 文字目ないし 11 行目 10 文字目， 19 文字目 ないし 32 文字目， 12 行目 1 文字目ないし 33 文字目， 13 行目 1 文字 目ないし 23 文字目， 3 1 文字目ないし 14 行 目， 15 行目 3 文字目な いし 17 文字目， 31 文 字目ないし 17 行目 12 文字目， 20 文字目ない し 35 文字目， 18 行目 5 文字目ないし 11 文字 目， 19 文字目ないし 2 1 行目 29 文字目， 22 行目 3 文字目ないし 26 文字目， 29 文字目ない し 23 行目， 25 行目な いし 26 行目 12 文字 目， 15 文字目ないし 2 0 文字目， 28 文字目な いし 27 行目， 29 行 目，</p>
--	--	--	---

			<p>9 枚目 2 行目, 3 行目, 5 行目, 7 行目, 12 行目, 14 行目 15 文字目及び 16 文字目,</p> <p>10 枚目 12 行目 23 文字目, 24 文字目, 26 文字目及び 27 文字目, 13 行目,</p> <p>11 枚目 19 行目 19 文字目, 20 文字目, 37 文字目, 38 文字目, 20 行目 36 文字目ないし 21 行目, 25 行目 24 文字目, 25 文字目, 27 文字目, 29 文字目, 30 文字目,</p> <p>14 枚目 7 行目 35 文字目ないし 8 行目 6 文字目, 11 行目 17 文字目ないし 23 文字目,</p> <p>15 枚目 2 行目 29 文字目, 30 文字目,</p> <p>16 枚目 3 行目ないし 4 行目 22 文字目, 25 文字目, 27 文字目, 30 文字目ないし 6 行目, 8 行目, 10 行目ないし 12 行目 35 文字目, 38 文字目, 40 文字目, 13 行目 2 文字目ないし 14 行目, 16 行目, 18 行目, 19 行目, 21 行目, 23 行目ないし 25 行目,</p> <p>18 枚目 19 行目, 20 行目, 22 行目,</p> <p>19 枚目 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 5 行目, 7 行目, 9 行目,</p> <p>21 枚目 7 行目 22 文字目, 23 文字目, 33 文字目ないし 36 文字目, 8 行目ないし 9 行目 3 文字目, 22 文字目な</p>
--	--	--	---

			<p>いし 26 文字目, 29 文字目ないし 10 行目 4 文字目, 6 文字目ないし 4 1 文字目, 12 行目, 14 行目, 16 行目, 18 行目, 20 行目 1 文字目ないし 30 文字目, 38 文字目ないし 22 行目,</p> <p>22 枚目 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 9 文字目ないし 21 文字目, 29 文字目ないし 32 文字目, 35 文字目ないし 2 行目, 4 行目, 6 行目, 8 行目, 10 行目 1 文字目ないし 22 文字目, 25 文字目ないし 11 行目 10 文字目, 13 文字目ないし 41 文字目, 13 行目, 15 行目, 17 行目, 19 行目, 21 行目,</p> <p>23 枚目 2 行目 1 文字目ないし 30 文字目, 3 行目 4 文字目ないし 31 文字目, 5 行目, 7 行目, 9 行目, 11 行目, 12 行目 1 文字目ないし 22 文字目, 35 文字目ないし 13 行目, 15 行目 5 文字目, 7 文字目ないし 29 文字目, 31 文字目, 33 文字目ないし 16 行目, 18 行目 2 文字目, 4 文字目ないし 6 文字目, 8 文字目, 10 文字目ないし 13 文字目, 20 行目, 22 行目,</p> <p>24 枚目 2 行目ないし 3 行目 5 文字目, 10 文字目ないし 4 行目, 6 行目ないし 11 行目, 13 行目ないし 15 行目, 1</p>
--	--	--	--

			<p>7行目, 19行目, 21行目, 22行目, 24行目,</p> <p>25枚目2行目, 4行目, 6行目ないし10行目15文字目, 19文字目ないし13行目, 15行目, 16行目, 18行目, 19行目, 21行目, 23行目ないし25行目,</p> <p>26枚目1行目, 3行目8文字目ないし6行目6文字目, 11文字目ないし8行目, 10行目ないし12行目1文字目, 5文字目ないし13行目, 15行目, 17行目, 19行目, 21行目,</p> <p>27枚目9行目29文字目ないし10行目, 12行目1文字目ないし7文字目, 15文字目ないし20文字目, 14行目6文字目ないし26文字目, 29文字目ないし15行目, 17行目, 19行目, 21行目1文字目ないし17文字目, 23行目1文字目ないし10文字目, 13文字目ないし30文字目,</p> <p>28枚目2行目, 4行目ないし5行目14文字目, 19文字目ないし32文字目, 7行目3文字目ないし8行目, 10行目1文字目ないし36文字目, 11行目3文字目ないし11文字目, 13行目, 15行目8文字目ないし16行目6文字目, 9文字目ないし17</p>
--	--	--	--

			<p>行目 5 文字目, 10 文字目ないし 16 文字目, 21 文字目ないし 18 行目 21 文字目, 25 文字目ないし 20 行目 14 文字目, 16 文字目, 18 文字目ないし 20 文字目, 23 文字目ないし 25 文字目, 32 文字目ないし 21 行目 39 文字目, 22 行目 6 文字目ないし 11 文字目, 16 文字目ないし 18 文字目, 22 文字目ないし 23 行目 14 文字目, 19 文字目ないし 30 文字目, 37 文字目ないし 41 文字目, 24 行目 3 文字目ないし 11 文字目, 16 文字目ないし 35 文字目,</p> <p>29 枚目 1 行目, 3 行目ないし 4 行目 15 文字目, 17 文字目ないし 19 文字目, 22 文字目, 23 文字目, 26 文字目ないし 5 行目 2 文字目, 15 文字目ないし 19 文字目, 22 文字目ないし 6 行目 15 文字目, 28 文字目ないし 32 文字目, 37 文字目ないし 7 行目, 9 行目, 11 行目, 13 行目ないし 15 行目 19 文字目, 26 文字目ないし 17 行目 4 文字目, 11 文字目ないし 18 行目 9 文字目, 17 文字目ないし 20 文字目, 25 文字目ないし 19 行目 24 文字目, 27 文字目, 28 文字目, 32 文字目ないし 20 行目 11 文字目, 19 文字目ないし 36 文字目, 39</p>
--	--	--	--

			<p>文字目ないし 2 2 行目， 2 4 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目， 2 4 文字 目， 2 7 文字目， 2 8 文 字目， 3 3 文字目， 3 4 文字目， 3 8 文字目ない し 2 5 行目 2 8 文字目， 3 6 文字目ないし 2 6 行 目 2 文字目， 1 5 文字目 ないし 4 0 文字目，</p> <p>3 0 枚目 1 行目， 3 行 目， 5 行目ないし 7 行 目， 9 行目 1 文字目ない し 7 文字目， 1 5 文字目 ないし 1 0 行目 1 2 文字 目， 2 0 文字目ないし 1 1 行目， 1 3 行目， 1 4 行目， 1 6 行目， 1 8 行 目ないし 2 3 行目 3 6 文 字目， 4 0 文字目ないし 2 4 行目 2 4 文字目， 2 7 文字目， 2 9 文字目， 3 2 文字目ないし 4 0 文 字目， 2 5 行目 7 文字目 ないし 4 0 文字目，</p> <p>3 1 枚目 1 行目， 2 行 目， 4 行目 1 文字目ない し 2 5 文字目， 3 3 文字 目ないし 7 行目， 9 行目 1 文字目ないし 2 2 文字 目， 3 0 文字目ないし 1 1 行目， 1 3 行目， 1 5 行目ないし 2 2 行目， 2 4 行目ないし 2 6 行目，</p> <p>3 2 枚目 1 行目， 3 行 目， 4 行目 1 文字目ない し 3 文字目， 6 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目な いし 2 8 文字目， 3 1 文 字目， 3 3 文字目， 3 6 文字目ないし 8 行目 3 4 文字目， 3 7 文字目ない し 1 0 行目， 1 2 行目な いし 1 4 行目 2 6 文字</p>
--	--	--	---

				<p>目， 28文字目ないし18行目， 20行目ないし23行目8文字目， 11文字目， 14文字目， 16文字目ないし40文字目， 25行目，</p> <p>33枚目1行目， 3行目， 5行目ないし7行目22文字目， 25文字目ないし27文字目， 30文字目ないし33文字目， 8行目6文字目ないし40文字目， 10行目， 12行目ないし15行目6文字目， 9文字目ないし34文字目， 17行目， 19行目1文字目ないし4文字目， 7文字目ないし9文字目， 12文字目ないし22行目， 24行目，</p> <p>34枚目2行目ないし6行目22文字目， 25文字目ないし27文字目， 30文字目ないし7行目， 9行目ないし10行目36文字目， 39文字目， 11行目2文字目ないし12行目25文字目， 28文字目ないし13行目， 15行目1文字目ないし25文字目， 28文字目ないし30文字目， 33文字目ないし36文字目， 16行目10文字目ないし17行目， 19行目， 21行目ないし26行目，</p> <p>35枚目2行目1文字目ないし5文字目， 8文字目， 11文字目ないし3行目7文字目， 13文字目ないし9行目， 11行目， 12行目， 14行</p>
--	--	--	--	---

				<p>目， 1 6 行目， 1 8 行目， 2 0 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目， 1 8 文字目ないし 2 2 行目， 2 4 行目 1 文字目， 8 文字目ないし 3 9 文字目，</p> <p>3 6 枚目 1 行目 1 文字目ないし 3 8 文字目， 4 0 文字目， 2 行目 2 文字目ないし 1 6 文字目， 2 3 文字目ないし 3 3 文字目， 3 行目 5 文字目ないし 1 5 文字目， 5 行目， 8 行目ないし 9 行目 3 0 文字目， 3 6 文字目ないし 1 4 行目 3 4 文字目， 3 6 文字目， 3 8 文字目ないし 1 5 行目 1 0 文字目， 2 2 文字目ないし 1 6 行目， 1 8 行目， 2 0 行目， 2 1 行目，</p> <p>4 0 枚目 2 4 行目，</p> <p>4 1 枚目 1 行目ないし 1 2 行目 2 文字目， 1 6 文字目ないし 1 4 行目 3 4 文字目， 1 5 行目 8 文字目ないし 2 2 行目， 2 4 行目ないし 2 6 行目 2 文字目， 1 1 文字目ないし 2 2 文字目， 2 5 文字目ないし 4 2 文字目， 2 8 行目 3 文字目ないし 5 文字目， 8 文字目ないし 1 7 文字目，</p> <p>4 2 枚目 1 行目ないし 5 行目， 7 行目ないし 9 行目 3 6 文字目， 3 9 文字目ないし 1 3 行目， 1 5 行目ないし 1 7 行目 2 8 文字目， 3 1 文字目ないし 1 9 行目， 2 1 行目， 2 3 行目， 2 5 行目，</p> <p>4 3 枚目 2 行目 1 文字</p>
--	--	--	--	---

			<p>目ないし17文字目, 20文字目, 22文字目ないし3行目, 5行目, 7行目ないし10行目, 12行目1文字目ないし8文字目, 11文字目, 14行目, 15行目, 17行目8文字目ないし12文字目, 15文字目ないし22文字目, 26文字目ないし20行目5文字目, 9文字目ないし26行目,</p> <p>44枚目1行目ないし2行目13文字目, 16文字目ないし27文字目, 31文字目ないし5行目16文字目, 19文字目ないし7行目21文字目, 24文字目, 26文字目ないし8行目23文字目, 26文字目ないし10行目30文字目, 34文字目ないし12行目30文字目, 34文字目ないし17行目, 19行目, 24行目ないし29行目,</p> <p>45枚目1行目ないし3行目18文字目, 26文字目ないし4行目5文字目, 13文字目ないし13行目, 15行目, 17行目1文字目ないし28文字目, 35文字目ないし19行目10文字目, 18文字目, 21文字目, 22文字目, 25文字目ないし27文字目, 31文字目ないし21行目, 23行目1文字目ないし3文字目, 6文字目ないし12文字目, 25行目3文字目ないし</p>
--	--	--	--

			<p>1 1 文字目, 1 5 文字目 ないし 2 6 行目, 4 6 枚目 2 行目, 4 行 目, 7 行目 ないし 9 行 目, 1 1 行目 1 文字目 ない し 7 文字目, 2 0 文字 目 ないし 1 7 行目 1 2 文 字目, 1 6 文字目 ないし 2 2 行目 1 文字目, 8 文 字目 ないし 2 3 行目 及び 2 5 行目, 4 7 枚目 1 7 行目, 1 8 行目, 2 1 行目, 2 2 行目, 2 3 行目 ないし 2 4 行目 8 文字目, 2 1 文 字目 ないし 2 5 行目 1 2 文字目, 3 3 文字目 ない し 4 0 文字目, 4 8 枚目 1 行目 1 文字 目 ないし 2 4 文字目, 2 行目 ないし 4 行目, 6 行 目 ないし 1 5 行目 2 7 文 字目, 3 1 文字目 ないし 1 8 行目 2 6 文字目, 3 0 文字目 ないし 2 0 行 目, 2 2 行目, 2 4 行目 ないし 2 8 行目 2 6 文字 目, 3 1 文字目 ないし 4 0 文字目, 4 9 枚目 1 行目 ないし 3 行目, 6 行目 ないし 8 行目, 1 0 行目 ないし 1 4 行目 8 文字目, 2 1 文 字目 ないし 1 8 行目 9 文 字目, 1 3 文字目 ないし 2 7 文字目, 3 1 文字目 ないし 1 9 行目, 2 2 行 目 及び 2 3 行目, 5 0 枚目 5 行目 ないし 7 行目, 9 行目, 1 0 行 目 ないし 1 4 行目, 1 6 行目 ないし 2 0 行目, 2 3 行目, 2 4 行目, 5 1 枚目 1 行目 ないし</p>
--	--	--	---

			<p>3行目15文字目, 19文字目ないし5行目, 11行目ないし12行目36文字目, 40文字目ないし14行目30文字目, 37文字目ないし17行目30文字目, 34文字目ないし23行目, 26行目,</p> <p>52枚目1行目ないし5行目, 7行目ないし18行目, 25行目, 27行目,</p> <p>53枚目2行目ないし3行目25文字目, 27文字目ないし33文字目, 37文字目ないし5行目29文字目, 34文字目ないし6行目, 8行目1文字目ないし17文字目, 21文字目ないし11行目, 13行目1文字目ないし22文字目, 25文字目ないし14行目, 16行目, 18行目ないし19行目6文字目, 9文字目ないし23文字目, 26文字目ないし36文字目, 21行目1文字目ないし3文字目, 6文字目ないし13文字目,</p> <p>54枚目2行目6文字目ないし16文字目, 4行目1文字目ないし25文字目, 28文字目ないし5行目, 7行目ないし9行目, 11行目ないし19行目37文字目, 20行目3文字目ないし25行目, 27行目,</p> <p>55枚目2行目, 4行目ないし6行目, 8行目, 10行目,</p>
--	--	--	--

				<p>56枚目15行目ないし20行目14文字目, 27文字目ないし24行目15文字目, 22文字目ないし25行目21文字目, 34文字目ないし27行目,</p> <p>57枚目1行目ないし8行目, 9行目7文字目ないし14行目</p>
丙第6号証労働保険審査請求(聴取)書(同上)	25		不開示部分	<p>1枚目受付印の番号部分, 代理人の氏名, 郵便番号, 事務所所在地, 事務所名, 資格及び電話番号,</p> <p>2枚目3行目ないし7行目,</p> <p>3枚目受付印の番号部分, 代理人弁護士の氏名(印影除く。), 事務所所在地, 郵便番号, 事務所名, FAX番号及び電話番号,</p>
証拠説明書(同上)	26		不開示部分	<p>1枚目代理人弁護士氏名(印影除く。), 2行目1文字目, 2文字目, 8行目, 9行目1文字目ないし8文字目, 25文字目ないし11行目8文字目, 22文字目ないし12行目21文字目, 24文字目, 26文字目, 13行目1文字目ないし5文字目, 8文字目, 10文字目, 13文字目ないし15文字目, 21文字目ないし24文字目, 14行目10文字目ないし19文字目, 25文字目ないし16行目10文字目, 13文字目, 15文字目, 18文字目ないし29文字目, 17行目14文字目ないし19行</p>

				<p>目6文字目, 21文字目ないし20行目6文字目, 20文字目ないし21行目3文字目, 9文字目ないし11文字目, 16文字目ないし22行目3文字目, 16文字目, 19文字目ないし24行目,</p> <p>2枚目1行目1文字目ないし5文字目, 2行目1文字目ないし13文字目, 19文字目ないし4行目3文字目, 9文字目ないし6行目20文字目, 7行目9文字目ないし9行目5文字目, 10行目6文字目ないし15文字目, 22文字目ないし13行目11文字目, 14行目1文字目ないし13文字目, 15行目1文字目ないし25文字目, 16行目4文字目ないし16文字目</p>
丙第7号証決定書(同上)	27	—	不開示部分	<p>1枚目1行目, 代理人弁護士の氏名, 所属事務所の名称及び所在地,</p> <p>2枚目7行目29文字目, 30文字目, 11行目7文字目, 8文字目, 27行目16文字目, 17文字目, 28行目及び29行目,</p> <p>3枚目1行目, 2行目8文字目, 9文字目, 6行目3文字目ないし6文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 8行目16文字目, 17文字目, 10行目10文字目ないし20文字目, 11行目6文字目ないし13行目, 19行目5文字</p>

			<p>目， 6 文字目， 2 1 行目 8 文字目， 9 文字目， 2 0 文字目， 2 1 文字目， 2 2 行目， 2 4 行目 7 文 字目， 8 文字目， 2 8 行 目ないし 3 0 行目 8 文字 目， 2 5 文字目ないし 3 1 文字目， 4 枚目 1 行目 1 文字目 ないし 1 1 文字目， 2 8 文字目ないし 2 行目 2 文 字目， 8 文字目ないし 2 1 文字目， 2 7 文字目な いし 4 行目 4 文字目， 2 1 文字目ないし 5 行目 5 文字目， 1 1 文字目ない し 6 行目 2 2 文字目， 2 5 文字目， 2 7 文字目， 3 0 文字目ないし 1 7 行 目， 5 枚目 1 0 行目 6 文字 目， 7 文字目， 1 4 行目 ないし 1 7 行目， 2 4 行 目 7 文字目， 8 文字目， 1 1 文字目ないし 2 5 行 目， 2 6 行目 5 文字目， 6 文字目， 1 3 文字目， 1 4 文字目， 6 枚目 3 1 行目 2 6 文 字目， 2 7 文字目， 3 3 行目， 7 枚目 1 5 行目 1 文字 目， 2 文字目， 1 7 行目 ないし 2 2 行目， 2 4 行 目 2 0 文字目， 2 1 文字 目， 8 枚目 5 行目， 6 行目 9 文字目， 1 0 文字目， 8 行目 9 文字目， 1 0 文 字目， 1 2 行目 9 文字 目， 1 0 文字目， 3 0 文 字目ないし 1 3 行目 1 1 文字目， 1 5 行目 1 7 文 字目， 1 8 文字目，</p>
--	--	--	---

				<p>9枚目32行目7文字目ないし10文字目, 12文字目, 14文字目, 15文字目, 33行目22文字目, 23文字目,</p> <p>10枚目3行目29文字目, 30文字目, 6行目16文字目, 17文字目, 30文字目, 31文字目, 9行目6文字目ないし10行目2文字目, 8文字目ないし16文字目, 11行目29文字目, 12行目14文字目ないし13行目10文字目, 15行目12文字目ないし14文字目, 31文字目ないし16行目, 19行目ないし20行目22文字目, 21行目7文字目ないし26文字目, 26行目12文字目ないし27行目2文字目, 19文字目ないし28行目8文字目, 29行目13文字目ないし30文字目, 30行目, 31行目,</p> <p>11枚目3行目7文字目, 8文字目, 8行目ないし9行目5文字目, 16文字目ないし22文字目, 18行目1文字目ないし27文字目, 19行目9文字目ないし22行目, 27行目31文字目, 28行目1文字目,</p> <p>12枚目4行目24文字目, 25文字目, 5行目5文字目, 6文字目,</p> <p>13枚目5行目1文字目, 2文字目</p>
--	--	--	--	---

注) 当審査会事務局で整理した。空白頁は枚数にカウントしない。